

意見書 10月13日に提出しました。

●固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書(提出:区民生活委員会)

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況にある。

このような中、現在、都が実施している固定資産税及び都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化の大きな支えとなっており、今後も必要な措置であるとする。

23区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、都が軽減措置等を廃止することになれば、区民や小規模事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化や地域の景気にも悪影響を及ぼす要因となることが強く

危惧される。

よって、本区議会は都に対し、令和6年度以後の次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年10月13日

▷宛先・東京都知事

要望書 10月13日に提出しました。

●(仮称)オーケー大泉町店の出店における交通渋滞発生防止策を求める要望書

貴社におかれましては、練馬区内において店舗の新設を計画されており、現在、出店に向けた手続きを行っているものと伺っています。貴社が既に区内に出店されている他店舗では、開店当初に周辺道路で渋滞が発生し、誘導員を配置するなどの対応を取ったと聞いており、今般貴社が計画している「(仮称)オーケー大泉町店」では、更に大きな交通環境への影響が懸念されています。

本計画地は、練馬区の大動脈となる主要地方道24号練馬所沢線(通称:目白通り)と主要地方道68号練馬川口線(通称:土支田通り)の交差点付近に位置し、直近には東京外かく環状道路の大泉インターチェンジが存在しています。とりわけ目白通りは、特定緊急輸送道路に指定されており、震災時の物資輸送の機能を担うとともに、救急車等の緊急車両が通行する重要な道路です。

当計画地の周辺道路は、現状でも交通量が非常に多く、渋滞が発生して

います。加えて、現計画では、駐車場の出入り口が目白通りに面して計画されており、目白通りにおいては更なる渋滞が発生することが想定されています。

つきましては、「(仮称)オーケー大泉町店」の出店にあたり、車両出入口の設置位置の見直しを行うなど、交通渋滞の発生防止策を講じてください。

また、今後、区内の踏切や幹線道路の沿道など、交通量が多い場所への新規出店を計画される場合は、地域住民と十分に話し合い、計画に反映するようにしてください。

練馬区議会は、区内の交通環境が悪化しないよう、貴社のできる限りの努力を求めます。

令和5年10月13日

▷宛先・オーケー店舗保有株式会社 代表取締役

声明

8月25日に、区長と議長が連名で「北朝鮮の弾道ミサイル技術を使用した発射に断固抗議する声明」を発表しました。

全文はこちら→



道路整備事業推進大会に参加
10月23日、千代田区砂防会館別館においで、東京都区町村が主催する第34回東京都道路整備事業推進大会が開催されました。

河川改修促進大会に参加
8月10日、調布市グリーンホールにおいて、都内の14区21市2町1村が加盟する第61回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が開催されました。

常任委員会の行政視察

練馬区議会では、今後の行政施策の参考とするため、各都市へ視察を行いました。

Table with columns: 委員会名, 視察日, 視察先, 視察目的. Rows include 企画総務委員会, 区民生活委員会, 保健福祉委員会, 都市整備委員会, 文教児童青少年委員会.

「ねりま区議会のしおり」を配布しています

区議会の仕組みや仕事をはじめ、請願・陳情の書き方を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。配布場所: 議会事務局(区役所西庁舎5階)...

定例会の開催予定

次回の定例会は、11月30日(木)から開催する予定です。

本会議、各委員会の開催日時や傍聴等については、お問い合わせください。詳細な日程は、開催の1週間前を目途にホームページに掲載します。

あしがき
区議会だより第230号をお届けいたします。本号は令和5年第三回定例会の内容を中心に編集いたしました。ご要望がございましたら、議会事務局までお寄せください。

政治家は贈らない 有権者は求めない

- 政治家からの寄附は禁止
政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。
●政治家に対する寄附の要求も禁止
有権者が政治家に対して寄附を出すよう勧誘・要求することも禁止されています。
●時候のあいさつ状を出すことは禁止
政治家が時候のあいさつ状を出すことは、答礼のための自筆によるものを除き禁止されています。